

# 1 カード形式の障害者手帳の特徴等

＜実際のカードの色＞



- (1) 耐久性に優れたプラスチックカードです。
- (2) 摩擦に強いレーザーマーキング印字を採用します。
- (3) 偽造防止のためパールインキを使用し、カードを傾けると県章が浮かびあがります。
- (4) 顔写真は白黒で表示されます。
- (5) 印字する情報は、従来の紙形式の手帳と同様です。
- (6) すでに手帳をお持ちで、カード形式の手帳に切り替える際には、改めて写真の提出が必要になります。

# 2 印字のイメージ

※ 氏名や住所変更等は裏面に記載します。

※ 目の不自由な方が他のカード類と区別するため、カードの右上に切り欠きを入れます。また、切り欠き付近に浮彫り加工をし、浮彫りの個数により3種類の手帳を区別します。

身体障害者手帳

神奈川県 第123456号  
 交付年月日 令和元年4月1日  
 再交付年月日 令和3年11月1日  
 氏名 神奈川県 太郎  
 生年月日 平成元年4月1日  
 住所 神奈川県福祉子ども市みらい町1234  
 県庁マンション1234

保護者氏名 神奈川県 花子 続柄 母  
 住所 神奈川県福祉子ども市みらい町1234  
 県庁マンション1234

身体障害者等級表による級別	3級
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	第1種

神奈川県 印

【障害名・備考】

両上肢機能の軽度の障害 6級/体幹機能障害 5級 (再認定：令和4年4月)

注) 住所や氏名が変わったときは、すぐに変更の届を出してください。

療育手帳

神奈川県 第123456号  
 交付年月日 平成30年4月1日  
 再交付年月日 令和3年11月1日  
 氏名 神奈川県 太郎  
 生年月日 平成17年4月1日  
 住所 神奈川県福祉子ども市みらい町1234  
 県庁マンション1234

保護者氏名 神奈川県 花子 続柄 母  
 住所 神奈川県福祉子ども市みらい町1234  
 県庁マンション1234

障害の程度	A1	次の判定年月	令和4年4月
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	第1種		

神奈川県 印

【備考】

判定機関 ○○児童相談所 判定年月日 令和2年3月10日

注) 住所や氏名が変わったときは、すぐに変更の届を出してください。

障害者手帳

氏名 神奈川県 太郎  
 住所 神奈川県福祉子ども市みらい町1234  
 県庁マンション1234  
 生年月日 平成元年4月1日  
 障害等級 2級  
 手帳番号 12345号

交付日 令和3年 12月31日  
 有効期限 令和5年 12月31日

更新後の有効期限は裏面に記載しています

神奈川県 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

有効期限の更新 (更新) 令和○○年○○月○○日  
 (更新) 令和○○年○○月○○日 (更新) 令和○○年○○月○○日

備考

注1) 住所や氏名が変わったときは、すぐに変更の届を出してください。  
 注2) 更新の手続きは、有効期限の3か月前からお住まいの市町村の担当窓口で行うことができます。

(1) 現在の手帳は、開かなければ本人の情報を見ることができないので安心できたが、カード化されると、すべて丸見えになり不安がある。

(答)

カード形式の障害者手帳は、表と裏の2面しかないことから、やむを得ず一つの面に記載する情報量が多くなってしまいますが、そうした中でも、身体障害者手帳の障害名については、プライバシーを配慮し、カード裏面に記載するなどの配慮を行っています。

カード形式の障害者手帳には、持ち運びや窓口等で提示しやすいメリットがあります。

このたびの「障害者手帳のカード化」は、カード形式の障害者手帳にすることを強制するものではなく、カードへの変更を希望されない場合は、引き続き紙形式の手帳もお使いいただけますので、御自身にとって、使いやすいものを御利用ください。

(2) 出し入れによる摩擦などで文字が消えてしまわないか不安である。

(答)

偽造防止や高い耐久性を実現するため、レーザーマーキング印字を採用しました。

カードの内部を発色させて印字することから、擦れたり濡れたりしても印字が消えません。

<イメージ>

レーザーマーキング印字

⇒カード内部を黒く発色



一般的なカード（運転免許証等）

⇒カードの表面にインクを乗せて印字



(3) 顔写真は、なぜ白黒なのでしょう？

(答)

前述のレーザーマーキング印字は、黒くしか発色させることができないため、写真も白黒で表示されます。

なお、令和2年度以降にカード形式の手帳を導入している他の自治体でも、本県同様に、レーザーマーキング印字が採用されています。

(4) 他のカードと区別しやすくするため、視覚障がい者が判別しやすいようにしていただきたい。

(答)

視覚障がい当事者の方の意見を伺い、触って判別できるよう、カードの上部に切り欠きや浮彫り加工を施しました。

(5) マイナンバーカードとしても使える兼用形式を御検討ください。

(答)

マイナンバー制度は内閣府が所管しておりますが、今般のデジタル改革の一環で、運転免許証や在留カード等とマイナンバーカードの一体化の方針が示されたところです。

しかしながら、障害者手帳とマイナンバーカードの一体化の方針については、現在のところ示されておりません。

県としては、今後、国から一体化の方針が示された場合には、対応を検討していきたいと考えています。

(6) 裏面の記載が一杯になり、追加ができなくなった時はカードを再発行するのか。

(答)

住所変更等により、裏面の備考欄の余白がなくなった場合には、現在の紙形式の手帳と同様に、再交付申請をしていただきます。

なお、限られた備考欄のスペースを有効活用するため、有料道路割引や神奈川県内の自動車税減免証明（カード形式の場合のみ）については、従来の「押印」ではなく、「シール」で運用します。

(7) 手帳のどこの部分を確認すればいいか明らかにするためにも、手帳の提示を求め事業者側への周知が必要だと思われる。

(答)

関係各所と協力をしながら、周知してまいります。

なお、御意見をもとに、表面の記載情報が多い身体障害者手帳及び療育手帳について、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」等の記載が目立つようなレイアウトにしました。

(8) 専用のカードケースが配布されるのか？もしそうであるなら、保険証なども一緒に収まるものが必要

(答)

カード形式の手帳については、専用のカードケースの御用意はありません。

また、紙形式の手帳を交付する際に配布しているカバーについても、カード形式の手帳の場合は、お手持ちの財布やパスケースに収納していただくことを想定しておりますので、(9)に記載する場合を除き、原則として配布は行いません。

(9) カードが落ちても聞こえない(聴覚障がい)ので、落下防止のため角に穴を空けていただきたい。カードに穴を空けることが出来ない場合は、ケースに落下防止の穴を付けていただきたい。

(答)

聴覚障がいのある方で穴あけを御希望される場合は、カードへ穴をあけずに、紙形式と同様のカバーをお渡しします。

また、視覚障がいのある方については、これまでと同様に、希望者へ点字シールを作成します。この場合、御希望があれば、紙形式と同様のカバーも併せてお渡しします。

(10) 写真は、入院中なので久しく撮影しておらず、手持ちがない場合はどうなるか。

(答)

すでに紙形式の手帳をお持ちの方が、カード形式の手帳への切替えを希望する場合にも、再度写真の提出が必要になります。

長期入院者等で写真を用意することができない等、特別な事情がある方については、個別に御相談ください。